

# 教職履修チェックシートについて

## はじめに

- このチェックシートは教育学部生が教員免許状取得のために必要な単位の修得状況をご自身で確認し、履修計画を立てるためのものです。所属学科/専攻/専修/学校種/教科ごとにシートは分かれていますので、必ず自身の所属・希望校種/教科に応じたシートを使用してください。
- このシートだけでは対象科目名や科目ごとの単位数は分かりませんので、**必ず入学時に配付された「教育学部要項」と最新年度の「教職課程履修の手引き」（教職支援センター発行）を併せて参照してください。**
- **2022年度以降に1年次から入学した学生が、3年次に「介護等体験実習」(中学免許希望者のみ)、4年次に「教育実習」を実施し、標準修業年限(4年間)で卒業する標準的な履修モデルを前提としています。**在学期間中に休・留学を行った場合や延長生となった場合、転部入学者、学士入学者などは必ずしも当履修モデルに当てはまりませんので注意してください。
- **表示の必要単位数は法令上の最低必要単位数ではなく、早稲田大学のカリキュラム上での必要単位数を表します。**他大学で修得した単位を含める場合等は必ず法令上の必要単位数を満たしているか確認してください。
- 教育・総合科学学術院事務局にて教職に関する履修相談を希望する場合は、シートを記入のうえ来室してください。ただし、記入されている単位数等が正しいかのチェックは事務局では行いません。
- **転記ミスや計算ミス等によって生じた不利益について、大学は責任を負いません。あくまでもご自身の責任で利用してください。**

## 共通事項

- 修得単位数欄には各科目・領域・区分ごとに各年次で修得済の単位数を、今後修得予定の場合には（ ）をつけてその単位数を記入してください。最終的にシート右端の「合計修得（予定）単位数」が、シート中央の「必要最低単位数」以上となるように履修する必要があります。
- ①「教育の基礎的理解に関する科目等（必修）」、②「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。））」、③「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」、④「大学が独自に設定する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等（選択）」の合計欄は各年次の合計単位数を記入してください。
- 斜線（\）の科目・区分については配当年次が定められているため、当該年次には履修ができないことを表しています。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」の同等科目および「教科に関する専門的事項」で設置された科目の配当年次は、「授業ガイド」やシラバスにて確認してください。
- 修得予定の単位数は今後変更する可能性があるため、修正が容易な筆記具（鉛筆、シャープペン等）で記入しておくとう便利です。
- 科目名称は年度によって変更となる場合があります。廃止となった科目でも、すでに単位を修得している場合は有効です。
- 「必要最低単位数」の合計が＜>書きで記載されている場合は、各区分の必修科目の単位数を合計しても「法令上の最低修得単位数」を満たせないため、「法令上の最低修得単位数」を満たすために必要な単位数を記載しています。よって、履修においては他の必修科目あるいは選択科目で単位数を積み増す必要があります。

## 「教育職員免許法施行規則 66条の6に定める科目」について

- 「教育実習」の前提条件として、実施前年度までに2領域以上の修得が必要です。
- 1年次から計画的に履修を開始してください。
- 当該科目については、【合計】単位数に含めることはできません。

## 「教育の基礎的理解に関する科目等（必修）」について

- 基本的に3年次に「介護等体験」(小学校・中学校免許希望者のみ)、4年次に「教育実習」を実施しますが、いずれも実施前年度までに前提条件を満たす必要があります。それぞれの前提条件となっている科目・領域については、実習前年度までに履修が必要なが分かるように修得単位数欄にグレーで網掛けしています。
- 「教職実践演習」の履修には、「教育実習演習」の単位を修得済みまたは履修中であることが前提条件となります。

## 「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」について

- 各領域に「必修・選択」科目が定められています。すべての領域で「必修」として指定している科目の単位を修得する必要があります。科目名等の詳細は必ず入学時に配付された「教育学部要項」で確認してください。仮に必要な最低単位数を満たしていても、必修科目未修得の領域が一つでもある場合、免許状取得の要件を満たすことはできません。
- 必要最低単位数の定めがない（「―」で表示）場合、その区分の履修は任意ですが、必要最低単位数および総合計を満たすように履修する必要があります。
- 教育実習を行う教科において実習前年度までにその教科の「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」を16単位以上修得する必要があります。（例：「中学社会」で実習を行う場合、「中学社会」の教科に関する科目を16単位以上修得する必要があります。「高校地歴」や「高校公民」の教科に関する科目を16単位以上修得していても「社会」で教育実習を行うことはできません。）
- 「中学国語」の必修である「書道（書写）」の単位は「高校国語」では使用できません。中・高両方の免許取得を希望する場合、高校の取得要件を満たしたうえで、かつ「書道（書写）」の単位を修得するようにしてください。

## 「大学が独自に設定する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等（選択）」について

- 次の教職課程科目は「中学」の免許状を取得するための「教育の基礎的理解に関する科目等（必修）」の必修科目ですが、「高校」においては「教育の基礎的理解に関する科目等（選択）」として計上できます（高校免許状のみの取得を希望する場合、履修は任意です）。
  - ・「道德教育論」
- 次の教職課程2科目は「中学」の免許状を取得するための「大学が独自に設定する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。））」の必修科目ですが、「高校」においては「大学が独自に設定する科目」の区分として単位を計上することができます（高校免許状のみの取得を希望する場合、履修は任意です）。
  - ・「介護体験実習講義」
  - ・「同一教科の教科教育法3,4」
- 必要最低単位数の定めがない（「―」で表示）場合、その区分の履修は任意ですが、必要最低単位数および総合計を満たすように履修する必要があります。

## 「合計」について

- ①「教育の基礎的理解に関する科目等（必修）」、②「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。））」、③「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」、④「大学が独自に設定する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等（選択）」合計欄の単位数を転記したうえで、⑤総合計を算出してください。免許状取得には必修として定められた科目の単位をすべて修得、かつ①～⑤の必要最低単位数以上の修得が必要です。
- 【合計】には、「教育職員免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目」の修得単位数を含めることはできません。